平成２３年（フ）第２１号
愛知県海部郡大治町大字三本木字寒宿31番地　サン・アゼーラＡ202号
債務者　佐藤塗装こと　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
愛知県あま市七宝町鯰橋６丁目29番地２　アン・ルポゼ201号
債務者　植村　進一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３号
三重県四日市市西日野町3162番地
債務者　後藤　　純
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
三重県四日市市生桑町2120番地１
債務者　信川　陽平
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
三重県四日市市大字泊村1050番地１
債務者　濱崎　心生
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦245番地
債務者　濵田　甚一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県宝塚市光明町30番15号　メゾンディスポワール201号
債務者　橘　　智子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目10番27―601号
債務者　井坂　周子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県川西市見野２丁目９番３―119号
債務者　片岡　典子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県伊丹市北河原４丁目１番17―205号
債務者　清水　貴幸
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県伊丹市西野１丁目299番地32
債務者　久保　恒夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県芦屋市春日町18番８号
債務者　藤本　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目30番12号
債務者　横山　篤子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市大島１丁目８番26号、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目10番２号
債務者　西田　鉄彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目21番７号　西稲葉パークハイツ301号、前住所大阪府門真市元町１番３―903号
債務者　倉前さやか（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目３番１―406号
債務者　川森　光恵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４号
鳥取県東伯郡三朝町大字砂原220番地18
債務者　吉田　文夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部